

製品認証登録マーク規程

2025年5月1日

一般社団法人ファインバブル産業会

(適用範囲)

第1条 本規程は、製品認証登録マークを構成する製品認証マーク、製品登録マーク及びSDGs認証マーク（以下、「マーク」と総称する。）の意匠、付記、説明について定める。なお、マークの取得、更新、及び変更等に関しては、製品認証登録制度スキーム規程において定める。

(用語)

第2条 本規程では、製品認証登録制度スキーム規程において用いる用語、並びに次に掲げる用語を用いる。

(1)製品認証登録マーク

製品認証登録マークの意匠及びその付記から構成される。

(2)製品認証登録マークの意匠

製品認証登録マークを特長づける意匠であり、一般社団法人ファインバブル産業会（以下、「FBIA」という。）が第35類において商標登録したもの（登録第6039122号）。下記左の例では、ファインバブル産業会が商標登録したマーク部分を指す。

(3)製品認証登録マークの付記

製品認証登録マークの対象となる製品・サービス(以下、「製品」という。)の製品認証登録制度における属性及びその識別を示す英数字の列。製品認証登録マークのうちの製品認証マーク及び製品登録マークにおいては、下記左の例の“CU7b000X”が該当する。

(4)製品認証登録マークの説明

製品認証登録マークの意味を説明した文章で、マーク表示の付近に表示されるもの。

下記右の例では、“本マークは、・・・認証していることを表します。”の記述に該当し、“本マーク”の意味が明確に下記左のマークであることが理解できる場所に表示されなければならない。



(マークの属性)

第3条 意匠は、FBIAの登録商標と同一でなければならない。

2. 付記により示される属性と識別は次による。

(1)製品認証登録方式の記号

R:製品登録方式

C:製品認証方式

(2)ファインバブルの属性

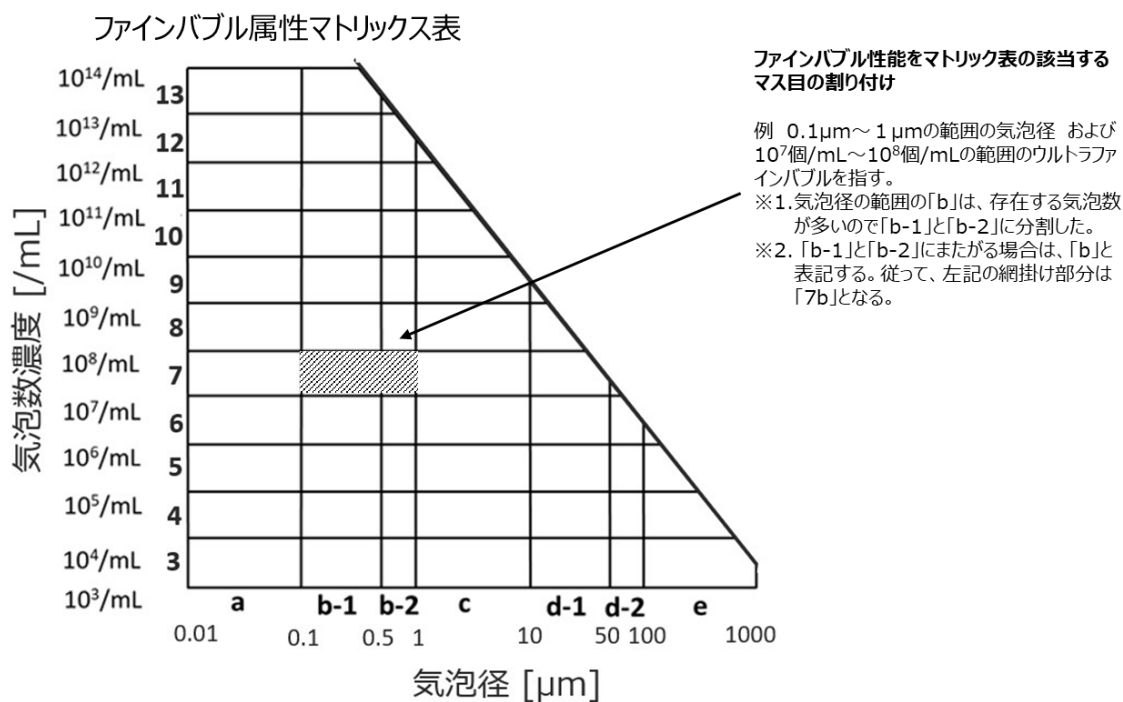
U:ウルトラファインバブル

M:マイクロバブル

UM:ウルトラファインバブル及びマイクロバブル

(3)ファインバブルの区分

サイズ区分及び個数濃度区分を示す英数字で、UかMの表記の直後に記載。なお、区分の表記は、認証の場合のみ該当する。



(4)製品認証登録個別の整理番号による識別

2021年9月1日から0001から始まる通し番号とする。また、付記の表示方法については、製品認証登録対象製品出荷実績報告時又は製品認証登録更新時において下記(5)の規定に従って変更するが、製品認証登録者の申出により、併用できるものとする。

(5)付記の表示方法

付記の表示方法は、“製品認証登録方式の記号”、“ファインバブルの属性及び区分”、“製品認証登録時表記による識別”の順に区切りなしとする。字の大きさ・色は肉眼で容易に見分けられるものとし、原則1行表記とするが、マークの意匠の幅を超える場合は、2行以上とすることができる。

(6) 具体的表記例

第2条に記載のとおり。

(製品認証登録マークの説明)

第4条 製品認証登録マークの説明は、対象となる製品のユーザーに対して、製品が認証登録を受けていること、製品認証登録の意味などを説明する簡単な文章で、製品認証登録制度に関する正しい情報を伝えるものでなければならない。

2. 製品認証登録マークを正しく説明するために、説明の表示は当該マークの表示に近く設定しなければならない。

(適合例)

「このマークは、本製品がウルトラファインバブルを利用していることを一般社団法人ファインバブル産業会（FBIA）が承認していることを示しています。」（登録製品）

「この製品は、一般社団法人ファインバブル産業会（FBIA）によりISO規格に基づき認証された製品です。」（ISO規格適合の認証製品）

(製品認証登録マークの表示方法)

第5条 製品認証登録の認証書、登録書及び製品認証登録マークは、認証登録の対象となる製品の属性を表明するためにのみ用いることとし、異なる製品、同じ製品の異なる属性を表明するために用いてはならない。広告媒体に用いる場合には特に、製品認証登録取得者（以下、「取得者」という。）の自己責任に基づく製品の属性とFBIAの製品認証登録の対象となる製品の属性は十分に区別されなければならない。また、製品認証登録の対象となる製品の属性の表記は、ユーザーが正しい属性を認識できるものでなければならない。

なお、化粧品の製品認証登録マーク等の表示にあつては、薬機法等の関係法令に従うものとする。

(不適合例)

製品認証登録マークと当該マークの説明の間に、広告表現が表示されているような広告媒体。

製品ラインアップで、多種の製品を紹介する際、そのうちの1件のみが製品認証登録されているにもかかわらず、すべてが製品認証登録されているような誤解を招く広告媒体。

(表現、表示方法の管理)

第6条 取得者は、製品認証登録マークの適正な説明及び表示が保持されるように、当該マークのコピー、変更及び追加に当たって当該マークの管理を徹底しなければならない。

2. 取得者は、製品認証登録マークの表示媒体及び表示方法について、製品認証登録制度スキーム規程、及びファインバブル広告・表示ガイドライン、を遵守するとともに、当該マークをコピー、変更及び追加する場合は、事前に具体的事例を提示してFBIAの承認を得なければならない。

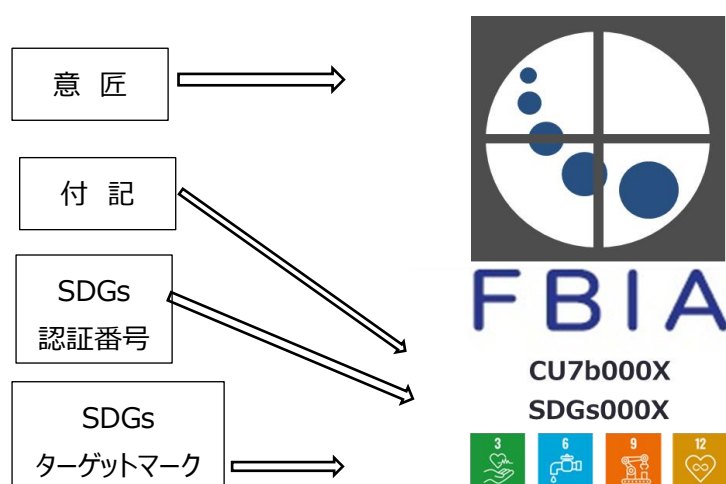
(表示媒体)

第7条 製品認証登録の製品登録方式及び製品認証方式に対応するマークの表示媒体は、製品及び製品パッケージ表面上、パンフレット、ビラ、カタログ、取り扱い説明書、製品仕様書、ウェブサイト、映像媒体、製品の操作パネル表面上、などとする。

2. 製品認証登録マークを使用する場合は、使用前に都度 FBIA にマーク使用案を提出し、確認を取る。また、当該マークと併せて表示する文章も適切な説明表記であるかを、使用前に FBIA に確認をとり、もし、当該マークの意図と異なる表記があると指摘を受けた場合は、直ちに適正な表記に修正する。

(SDGs 認証マーク)

第 8 条 SDGs 認証マークは、製品認証マーク及び製品登録マークの付記部分の下部に SDGs 認証番号及び FBIA が作成した SDGs ターゲットマークを追記したものである。ただし、SDGs ターゲットマークは、取得者の希望により省略することが出来る。



(製品認証登録マークの絵柄等)

第 9 条 第 2 条及び第 8 条に記載したマークの絵柄等は、以下のとおりとする。

- (1)ディスプレイ上で表示されるマーク図中の灰色は、RGB 表現で Red (赤) 77/256、Green (緑) 77/256、Blue (青) 77/256 で設定し、青色は、同じく Red (赤) 39/256、Green (緑) 80/256、Blue (青) 129/256 で設定する。ただし、媒体に印刷する際の CMYK については、FBIA の指定がないため、RGB 表現に近いものを製品認証登録取得者が選定し、使用する。なお、SDGs 認証マークの RGB 表現及び印刷は FBIA が提供するデータを使用する。
- (2)マーク付記の幅が絵柄の幅を超えないようにする。
- (3)前記とは関係のない、例えばファインバブルの性能、効果等の説明をマークの近傍に表示し、マークの一部となるような印象を与えないようにする。また、マーク図柄単体で、製品認証登録マークとして扱わない。
- (4)実際の製品などに表示するマークの様式は、出来るだけ具体的な媒体を FBIA に事前に提出して承認を得なければならない。

付則

- 1.本規定は、2025 年 5 月 1 日付で施行する。